



▲1月前半の放送で、播磨町いきいきセンターをご紹介します

BAN-BANネットワークス行政広報番組
東播磨ふれあいネット
BAN-BANネットワークス111チャンネル

放送時間

月曜日	14:00～、22:00～
火曜日	9:00～、16:00～、20:00～
水曜日	11:00～、18:00～
木曜日	13:00～、20:00～
金曜日	15:00～、22:00～
土曜日	17:00～、20:00～
日曜日	19:00～

※年始特別編成期間中は、放送時間が一部変更になります。

交通事故の状況 平成25年10月末現在
昨年比

	件数	傷者	死者
加古川市	1,650(+50)	1,987(+63)	3(-4)
稲美町	218(+1)	261(+10)	2(+1)
播磨町	161(-34)	193(-27)	0(-1)

犯罪発生状況 暫定値

11月の町内犯罪発生件数 24件
種別 (前月比 -10件)

種別	件数
空き巣など	3
オートバイ盗	1
自転車盗	6
車上ねらいなど	1
自動販売機ねらい	1
色情ねらい	1
万引き	1
器物損壊	2
その他	7

平成25年犯罪累計316件

おくやみ 【11・12月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
大内 和豊	(西野添)	89
小西 芳美	(南大中)	37
田中 隆子	(北本荘)	90
三原 信江	(北本荘)	91



償却資産の申告は1月21日(火)までに

償却資産とは
固定資産税における償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産をいいます。

償却資産の申告
1月1日現在で、町内に事業用資産を所有している株式会社などの法人事業者や青色申告などの個人事業者は、償却資産の申告が必要です。共

同住宅や駐車場を営んでいる人、農業や漁業をしている人も対象となります。なお、平成25年中に資産の異動がない場合、該当資産を所有されなくなった場合も、その旨の申告が必要です。昨年申告手続きをされた方には、12月中旬に申告書を送付しています。届いていない場合や新規に申告される方はご連絡ください。

▼提出期限 法定申告期限は1月31日(金)ですが、事務処理上1月21日(火)までに申告をお願いします。

▼問合せ 税務グループ
☎079(435)0358



心身障害者扶養共済の掛金補助金の振り込み

平成25年度第2期の心身障害者扶養共済の掛金補助は、12月25日(水)に口座に振り込みます。個人あての通知はしませんのでご了承ください。

▼問合せ 福祉グループ
☎079(435)2361

**播磨町地域包括支援センター
介護支援ボランティア養成講座 参加者募集**

地域で高齢者を支えるしくみづくりと、ボランティア活動を通じた介護予防の推進をめざして、介護支援ボランティア

ア養成講座を行います。
「まずは学んでみたい」と思う方、実際に活動に参加したいと考えている方など、ボランティア活動に関心がある方はどなたでもどうぞ。
修了者のうち、希望者はボランティア活動【結い・はりま】に参加することもできます。

【結い・はりま】では、介護保険施設での話し相手、レクリエーションのお手伝い、運営のお手伝いなど、約30の方が登録・活動しています。

▼講座内容(全4回)
午後1時30分～3時30分
①2月5日(水)
・ボランティア活動の基本
・播磨町の介護保険の現状と高齢者の理解

②2月19日(水)
・基礎介護技術(外出、移動の支援)
③3月5日(水)
・認知症の理解と支援
④3月19日(水)
・ボランティア活動の実践を聴く

▼場所 播磨町福祉しあわせセンター
▼募集人数 20人
▼費用 無料
▼締切日 1月31日(金)
▼問合せ
播磨町地域包括支援センター
☎079(435)1841



**権利擁護支援員養成講座
受講生募集**

高齢者や障がいのある方がいつまでも安心・安全に暮らすことができるように、地域に暮らす身近な支援者として日常生活のサポートを行う「権利擁護支援員」の養成講座を開催します。

様々な分野で活躍する講師から基礎知識を学び、地域と一緒に活動しませんか。

▼開催曜日・時間 毎週木曜日 午前10時～正午(全9回)
▼場所 福祉しあわせセンター

※駐車場が少ない為、なるべく徒歩もしくは自転車でお越しください。

▼対象 播磨町在住・在勤の方でボランティア活動に関心のある方
※原則として全日程に参加でき、養成講座修了後に支援員として活動できる方。

▼定員 先着20人
▼参加費 無料
▼申込み・問合せ 播磨町権利擁護まちづくり委員会 事務局 播磨町社会福祉協議会
☎079(435)1712

つどいなどで、要約筆記が設置されています。
要約技術をとくに学ぶ人を募集します。一緒に基礎から楽しくゆっくり学んでいきましょう。

▼日時 2月19日(水)～3月19日(水)のうち毎水曜日(全5回) 午前9時30分～正午
▼場所 福祉しあわせセンター3階会議室
▼費用 千円(テキスト代)
▼締切日 2月10日(月)
▼定員 15人
▼申込み・問合せ メールでも受け付けています
播磨町ボランティアセンター
☎079(435)1712
FAX 079(436)5610
Eメール info@harima-wel.or.jp

**水道料金・下水道使用料
などにかかる
消費税が変更になります**

平成26年4月1日より、消費税(地方消費税を含む)が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、平成26年4月1日以降に使用される水道料金及び下水道使用料にかかる消費税を8%に変更させていただきます。

また、給水装置の新設や増口径の場合の加入分担金・給水装置負担金及び水源開発負担金などについても、平成26年4月1日以降の納付分より適用させていただきます。

水道事業・下水道事業の健全な財政運営を図るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▶問合せ
○水道料金などに関すること 水道グループ ☎079(435)2379
○下水道使用料に関すること 下水道グループ ☎079(435)2373

日程	内容
1月16日	開講式・オリエンテーション、成年後見制度について
1月23日	市民後見について
1月30日	高齢者・認知症高齢者の理解とコミュニケーション
2月6日	障害の理解とコミュニケーション
2月13日	傾聴①役割と意義
2月20日	傾聴②その技術を身につける
2月27日	プライバシー保護について
3月6日	福祉サービスの利用の仕方 ①障がい者の場合 ②高齢者の場合
3月13日	修了後の活動について(関係機関・団体の紹介とその役割)、グループワーク「学びの共有」

**播磨町ボランティアセンター
要約筆記ボランティア
初級講座受講生募集**

要約筆記とは、難聴、病气や高齢などの理由で耳が聞こえない方に対して、声などの情報を要約し、文字で伝える活動です。

播磨町では、町が主催する講演会、映画会、コミセンの



下水道への接続依頼について

下水道法では接続可能となった地域のお宅について、くみ取り便所の場合は「3年以内」、浄化槽の場合は「すみやかに」下水道へ接続してい

ただく義務が課せられています。
まだ接続されていない方は下水道の主旨をご理解いただき、工事の実施をお願いいたします。

また、接続工事に伴う資金の融資あっせん制度などについては、お手数ですが下水道グループにご相談ください。

【ご注意!】「点検商法」 「役場から来た」とかたり、ご家庭を訪問して水道管や下

水道管などを点検・清掃する業者がいます。
「無償で点検します」と言っ

て点検し、わずかな不良箇所を見つけて強引に修理を迫るという手口で、多額の費用を請求するトラブルが各地で発生しています。

町では、業者にそのような指示は出していませんので、くれぐれもご注意ください。

▼問合せ 下水道グループ
☎079(435)2373

